



すべての人の **FIRST BEST** に

第23期 定時株主総会招集ご通知

日時 平成30年5月30日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬改定の件



目次	■ 招集ご通知	P02
	■ 株主総会参考書類	P03
	(添付書類)	
	■ 事業報告	P09
	■ 連結計算書類	P27
	■ 計算書類	P30
	■ 監査報告	P33

株主総会にご出席いただけない場合



郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**議決権
行使期限**

平成30年5月29日（火曜日）
午後6時まで

お知らせ

株主総会終了後、同会場にて「経営近況報告会」を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第23期（平成30年2月期）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期は、事業企業規模の拡大を目指し、新しく設立したリフォーム紹介事業会社「リモデルコンシェルジュ株式会社」に注力する一方で、主力事業である水まわり緊急修理サービス事業において、業務提携先との関係強化に注力し、受注件数が好調に推移したことから、大幅な増収となりました。利益面においては、事業拡大を見据えた人材の積極採用や、中長期的な知名度向上と受注件数増加に向けた広告宣伝費の先行投資を行い、当初予想を上回る増益を達成することができました。

当社は、事業テーマを「水」から「住」へとし、中長期的な成長戦略として、既存事業の拡大とともに、生活かけつけサポート分野へ事業領域の拡大を推進してまいります。主力事業の水まわり緊急修理サービス事業においては、引き続き知名度向上と積極的なサービススタッフの採用を進め、さらに採用後の継続的な研修・教育に注力してサービス品質の向上に努めます。また、ミネラルウォーター事業においては、特に既存クライアントの満足度向上によるリピート購入を目指し、さまざまな営業展開を図ってまいります。さらに、リフォーム紹介事業の黒字化達成を目指すほか、アライアンス・M&Aの強化やIoTへの参入に取り組んでまいります。

今後も、引き続き増収増益を継続していくことを目標に、既存事業・新規事業ともに着実に事業の成長を図ってまいります。株主の皆様には引き続きご支援とご鞭撻を賜りたく、心より御願い申し上げます。



代表取締役社長

大垣内 剛

証券コード 6173
平成30年5月15日

株 主 各 位

広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表取締役社長 大 垣 内 剛

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年5月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第23期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際しまして提出すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aqualine.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aqualine.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を基本方針としながら、経営成績や財務状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

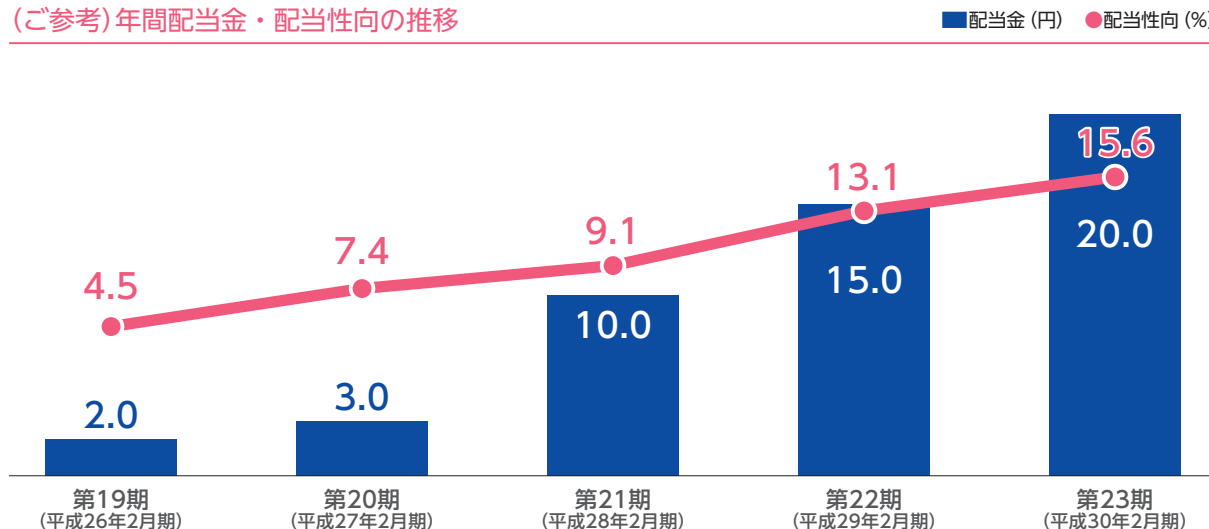
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は40,620,920円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月31日といたしたいと存じます。

(ご参考) 年間配当金・配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款2.目的に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 目的 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (31) (条文省略) (新設) (新設)	2. 目的 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (31) (現行どおり) <u>(32) 電気製品、電気設備、電子機器商材及びコン ピューター並びに関連機器に関する保守、点 検、修理、販売</u> <u>(33) 情報機器用コンテンツの開発、販売、運営、 保守及び管理</u>
(32) (条文省略)	(34) (現行どおり)
3. ～47. (条文省略)	3. ～47. (現行どおり)

第3号議案 取締役1名選任の件

当社の経営基盤を強化し、管理体制の充実を図るために取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	か 加	とう 藤	のぶ 伸	かつ 克	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	
	新任				平成9年10月	株式会社クラシアン入社
	生年月日				平成14年8月	株式会社ワールドメンテ（現当社）入社
	昭和48年9月12日（満44歳）				平成20年3月	営業企画部課長
	所有する当社の株式数				平成21年7月	業務部長
	4,800株				平成23年5月	法人営業部長
					平成27年4月	経営企画部長（現任）

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬等の額につきまして、平成29年5月30日開催の第22期定時株主総会において、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額45,000千円以内（うち社外取締役には年額1,800千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）として設定することにつき、ご承認をいただきました。

当該報酬額は、取締役に対して、原則として譲渡制限付株式が割当てられる年度を初年度として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、当該初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度15,000千円以内（うち社外取締役には600千円以内）での支給に相当すると考えております。

今般、上記に加え、当該3事業年度の途中に就任した取締役に対しては、その就任時点から当該3事業年度の最終年度の末日時点までの期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することをご承認いただきたく存じます。

なお、支給の対象となる取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は6名（うち社外取締役1名）となります。

当社の取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

（1）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当社取締役会決議に基づき、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び当社と譲渡制限付株式割当契約（以下「本件割当契約」といいます。）を締結していることを条件として支給いたします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数は、年45,000株（うち社外取締役に対して1,800株）を上限といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、取締役に対して、原則として、譲渡制限付株式が割当てられる年度を初年度として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、当該初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度15,000株以内（うち社外取締役に対して600株以内）の割当てに考えています。なお、上記のとおり、当該3事業年度の途中に就任した取締役に対しては、その就任時点から当該3事業年度の最終年度の末日時点までの期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。また、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

(3) 本件割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する本件割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間中における当社の業績その他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した目標値の達成度に応じて、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点又は上記により譲渡制限期間が満了する前に本割当株式につき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

事業報告（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の回復や、雇用・所得環境に改善がみられる等、緩やかな回復基調にあります。英国のEU離脱問題をめぐる欧州情勢や、米国の政策運営および朝鮮半島情勢の問題など世界経済における懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、少子高齢化という人口構造の変化により、新規住宅着工戸数の減少が予測されており、既存住宅の平均築年数は上昇しております。そのため、住宅の老朽化と共に、水まわりのトラブルを含む住宅の不具合は増える傾向にあり、当社グループの主力事業であります水まわりの修理等の需要は底堅く推移しました。また、水まわりを含めたリフォーム市場全体については、政府による「いいものを作って、きちんと手入れして、長く使う」社会に向けた既存住宅流通・リフォーム市場活性化の取り組みにより、リフォームによる住宅の長寿命化や資産価値の向上を求めるお客さまの増加による需要の拡大が見込まれております。

このような環境のもとで、当社グループは、水まわり緊急修理の市場からリフォーム市場への企業規模拡大を目指し、リフォーム紹介事業を運営する連結子会社を平成29年5月1日に設立しました。

当連結会計年度は、新会社に注力する一方で、主力事業であります水まわり緊急修理サービス事業では、引き続き受注拡大や業務提携先との関係強化を図ってまいりました。また、将来の事業拡大を見据えた現場サービススタッフの積極採用、中長期的な知名度向上や受注件数増加に向けて広告宣伝費を先行投資してまいりました。さらに、採用後の継続的な研修・教育に注力し、サービス品質の向上に努めてまいりました。ミネラルウォーター事業におきましては、特に備蓄用の保存水の販売が堅調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,254,271千円となりました。営業利益は、売上高の増加に伴う売上総利益の増加、業務提携先からの受注増加に伴う販売手数料の増加等により385,939千円、経常利益は386,324千円、親会社株主に帰属する当期純利益は、保険解約返戻金7,455千円、役員特別功労金20,000千円、法人税、住民税及び事業税126,219千円の計上等により250,740千円となりました。

各事業部門の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、前事業年度までその他の事業に含めておりましたミネラルウォーター販売について、金額的重要性が増したため、ミネラルウォーター事業として単独の報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

・水まわり緊急修理サービス事業

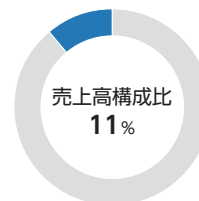
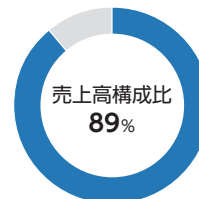
成長に向けた重要施策として継続して取り組んでおります業務提携先との関係強化により、引き続き受注件数が順調に増加しました。また、人材採用を積極的に進めてまいりました。

以上の結果、当事業の売上高は4,697,787千円、営業利益は349,992千円となりました。

・ミネラルウォーター事業

備蓄用の保存水の販売が順調に推移しました。また、プライベートブランド商品については、ホテル等を納品先とする新規クライアント獲得が順調に増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は556,484千円、営業利益は35,946千円となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は73,527千円であり、その主なものは、営業用車両の取得41,177千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第20期 (平成27年 2 月期)	第21期 (平成28年 2 月期)	第22期 (平成29年 2 月期)	第23期 (当連結会計年度) (平成30年 2 月期)
売上高 (千円)	3,302,442	—	—	5,254,271
経常利益 (千円)	178,402	—	—	386,324
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	92,402	—	—	250,740
1 株当たり当期純利益 (円)	57.75	—	—	128.59
総資産 (千円)	—	—	—	2,042,634
純資産 (千円)	—	—	—	1,224,548
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	—	602.92

(注) 1. 第20期は連結貸借対照表を作成していないため、総資産・純資産・1株当たり純資産額を記載しておりません。

2. 第21期及び第22期は連結計算書類を作成しておりませんので記載しておりません。

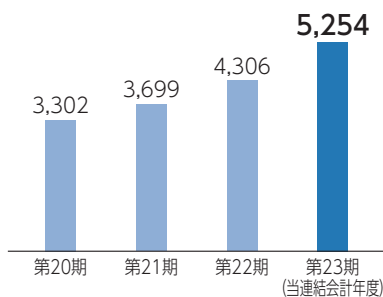
3. 当社は、平成27年5月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

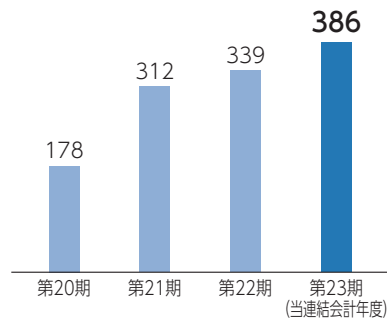
区分	第20期 (平成27年 2 月期)	第21期 (平成28年 2 月期)	第22期 (平成29年 2 月期)	第23期 (当事業年度) (平成30年 2 月期)
売上高 (千円)	3,285,270	3,699,543	4,306,163	5,250,342
経常利益 (千円)	216,125	312,122	339,015	407,657
当期純利益 (千円)	65,032	195,158	219,831	272,193
1 株当たり当期純利益 (円)	40.65	110.33	114.26	139.59
総資産 (千円)	1,095,439	1,575,000	1,766,686	2,063,614
純資産 (千円)	215,000	753,239	953,830	1,246,001
1 株当たり純資産額 (円)	134.38	391.50	495.75	613.48

(注) 当社は、平成27年5月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

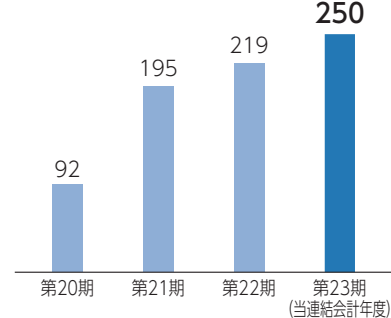
売上高 (百万円)



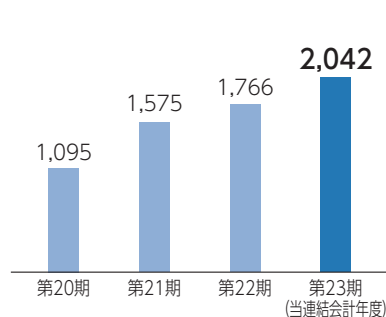
経常利益 (百万円)



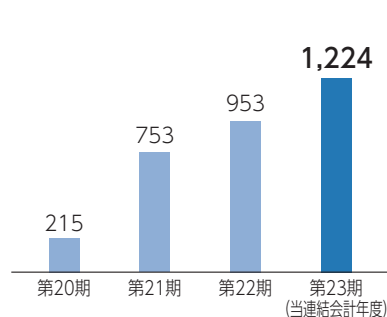
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



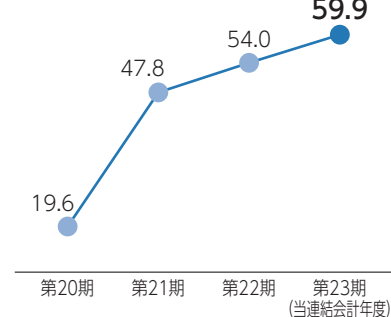
総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



自己資本比率 (%)



- (注) 1. 第20期は連結貸借対照表を作成していないため、総資産・純資産・自己資本比率は当社単体の数値を記載しております。
 2. 第21期及び第22期は連結計算書類を作成していないため、当社単体の数値を記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社に関する事項

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リモデルコンシェルジュ株式会社	25,000千円	100%	建設業者の仲介・斡旋

(注) 平成29年5月1日にリモデルコンシェルジュ株式会社を設立し、同社を連結子会社としました。

4. 対処すべき課題

主力事業である水まわり緊急修理サービス事業においては、「修理業」ではなく「サービス業」として自らを位置づけ、サービススタッフを正社員で雇用することにより、研修の充実、教育の徹底、人員確保に注力し、他社との差別化を図ってまいりました。今後も、時代と共に変化する、お客様のニーズに対応できるよう、個々のサービススタッフの技術力及びサービス品質並びに営業力の向上に努め、より良いサービスの提供により、お客様の信頼を高められるよう努めます。

また、法令及び社会的規範の遵守、商品の安全性並びに施工品質管理体制等、企業の社会的責任にお客様の厳しい目が向けられているなか、企業価値と収益力を向上させるために、以下の事項の推進・強化に取り組んでまいります。

① コスト競争力の強化

資材調達から販売にいたる全ての部門において、業務手順及びシステム機能の見直しや間接業務のスリム化に取り組み、スケールメリットを追求することで、販管費を相対的に抑制し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

② スtockビジネス強化による収益安定化

当社グループでは、主力事業の水まわり緊急修理サービス事業がスポットビジネスであるのに対し、ミネラルウォーター事業はクライアント数や契約数を蓄積するストックビジネスとして事業を拡大しており、収益安定化を目指しております。ミネラルウォーターの事業については、大学・ホテルを中心にクライアント数を伸ばしておりますが、今後は、新規クライアント獲得に注力する一方、既存クライアントの満足度を上げリピート購入増加を目指し様々な営業展開を行ってまいります。

③ 人材の確保・育成

水まわり緊急修理サービス事業の継続的な拡大には、サービススタッフの人員増加が必要不可欠であるため、当社は中期事業計画の人員計画に基づき計画的な採用を行っており、新卒社員やシニア層の積極採用も行っております。また、お客様のニーズに的確に対応するためには、関連する技術・技能を有した優秀な人材を常時確保しておく必要があります。そのため、入社後は従業員の技術研修・サービスマナー教育を定期的に実施し、人材の育成に注力してまいります。これらの研修を通して、サービススタッフ一人一人が仕事にやりがいを感じられるような教育を行うと共に、キャリアアップの機会の提供及び職場環境の整備に力を入れることにより、定着を促す方針であります。

④ 事業領域の拡大

今後の事業展開を加速させ、事業領域を拡大するために、国内外におけるM&Aによる小規模事業者の買収や、事業シナジーの創出を目的としたアライアンスの締結を事業展開の選択肢の一つとして考えております。なお、M&Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施し、様々な角度から検討を行います。

⑤ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても経営の意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

事業報告

5. 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

事業区分	事業内容
水まわり緊急修理サービス事業	給排水・衛生設備に係る緊急修理・保守サービス
ミネラルウォーター事業	ミネラルウォーターの販売・ウォーターディスペンサーの取扱い

6. 主要な営業所（平成30年2月28日現在）

① 当社

本社	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
東京支社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
大阪事務所	大阪府大阪市北区豊崎三丁目19番3号

② 子会社

リモデルコンシェルジュ株式会社	本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
-----------------	----------------------

7. 従業員の状況（平成30年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況 334名

- (注) 1. 従業員数には、パート従業員を含んでおりません。
2. 当期より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
330名	74名増	37.8歳	3.6年

- (注) 1. 従業員数には、パート従業員を含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて74名増加しております。これは主として事業拡大のため人員採用を積極的行ったためであります。

8. 主要な借入先の状況 (平成30年 2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	48,819千円
株式会社みずほ銀行	43,390
株式会社三井住友銀行	33,336

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

2 株主の状況 (平成30年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 6,400,000株

2. 発行済株式の総数 2,031,200株

3. 株主数 483名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大垣内 剛	1,116,900株	55.0%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	125,000	6.2
大垣内 好江	125,000	6.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	108,200	5.3
アクアライン従業員持株会	80,600	4.0
野村信託銀行株式会社 (投信口)	50,000	2.5
株式会社ポイントラグ	33,300	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	25,200	1.2
MSIP CLIENT SECURITIES	23,900	1.2
横山 和雄	20,300	1.0

(注) 持株比率は自己株式 (154株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大垣内 剛	リモデルコンシェルジュ株式会社代表取締役社長
取締役	小林 寿之	管理本部長
取締役	谷上 淳子	営業部長
取締役	礒嶋 和彦	事業開発推進室長
取締役	馬場 正信	株式会社恒信サービス代表取締役社長
常勤監査役	大江 隆	
監査役	石井 睦子	株式会社いしい事務所代表取締役社長
監査役	小野 博	

- （注） 1. 平成29年5月30日開催の第22期定時株主総会において、小林寿之氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 大垣内好江氏は、平成29年5月30日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役馬場正信氏は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び監査役小野博氏は、社外監査役であります。
5. 監査役石井睦子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役馬場正信氏、常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び小野博氏を東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1)	67,561千円 (2,382)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	9,840 (9,840)
合計 (うち社外役員)	9 (4)	77,401 (12,222)

- (注) 1. 上記には、平成29年5月30日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成22年5月29日開催の第15期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成29年5月30日開催の第22期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度において受けた報酬等の額

平成29年5月30日開催の第22期定時株主総会決議に基づき、同株主総会終結の時をもって退任した取締役に
 対し支払った役員特別功労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し20,000千円

3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役馬場正信氏は、株式会社恒信サービスの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石井睦子氏は、株式会社いしい事務所の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	馬場 正信	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての経験と見識に基づく発言を適宜行っております。
常勤監査役	大江 隆	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	石井 睦子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	小野 博	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役馬場正信氏及び監査役石井睦子氏並びに監査役小野博氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

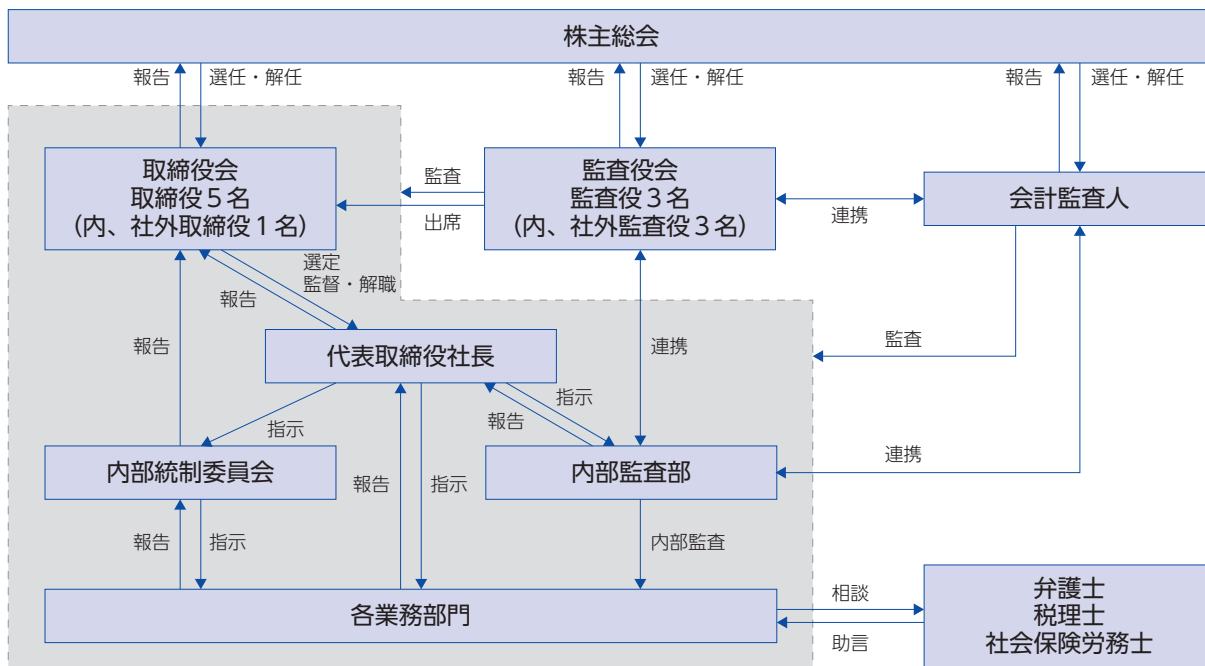
6 会社の体制及び方針

1. コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、“すべての人の「FIRST BEST」に”を経営スローガンとして、お客様、取引先、従業員、社会及び株主等のステークホルダーから、真に信頼され、評価されることを目指しております。この理念を実現し、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの基本原則を、経営の効率性を高め、企業活動を通じて継続的に収益を上げることにより企業価値を最大化することであると考えます。

その実現を図っていくために、当社では、全役職員がそれぞれの役割を理解し法令遵守のもと適切に事業活動に取り組み、取締役会、監査役会及び内部統制委員会を中心として、活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めております。

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。



2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
- ② 代表取締役社長指揮のもと、担当取締役を任命し、横断的なコンプライアンス体制推進の総責任者として、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、総務部が取締役、使用人の教育を行う。
- ③ 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、担当取締役から、状況報告を受け、さらなる推進を図る。
- ④ コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士および社内に相談窓口を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
- ② 取締役および監査役は常時上記の文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
- ② 取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析および評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析および評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置又は対応者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。

⑤ 当社および関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。

⑦ 当社および関係会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況および内部体制に関する報告を行う。
- ② 当社および関係会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社および関係会社の取締役および使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
- ④ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人の説明を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
- ② 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議しております「内部統制システムの構築に関する基本方針」をもとに取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。内部統制委員会において、経営上のリスクを抽出したうえで、必要に応じて社内規定等の見直しを行うことにより、適切な内部統制システムの運用を図っております。さらに内部監査部がその運用状況を随時モニタリングしており、その結果を内部統制委員会へ報告することで、より適切な内部統制システムの運用を行っております。

なお、当事業年度において、インサイダー取引防止のための教育及び個人情報に関する教育を重点的に行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。業績等を見極めたうえで配当することとしているため、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、今後については経営成績や財務状況等を勘案しつつ配当の可否を決定する方針であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第23期 平成30年2月28日現在
流動資産	1,702,749
現金及び預金	1,031,715
売掛金	360,541
商品及び製品	12,575
原材料及び貯蔵品	134,073
前払費用	142,052
繰延税金資産	7,525
その他	18,425
貸倒引当金	△4,160
固定資産	339,885
有形固定資産	156,164
建物	16,358
車両運搬具	25,216
リース資産	98,847
建設仮勘定	1,490
その他	14,251
無形固定資産	18,727
ソフトウェア	15,343
電話加入権	3,384
投資その他の資産	164,993
投資有価証券	68,003
繰延税金資産	3,058
その他	106,410
貸倒引当金	△12,478
資産合計	2,042,634

科 目	第23期 平成30年2月28日現在
負債の部	
流動負債	709,457
買掛金	105,843
一年内返済予定借入金	68,160
リース債務	60,868
未払金	331,549
未払法人税等	78,401
工事補償引当金	1,596
その他	63,038
固定負債	108,629
長期借入金	65,537
リース債務	43,092
負債合計	818,086
純資産の部	
株主資本	1,224,548
資本金	278,568
資本剰余金	198,568
利益剰余金	747,830
自己株式	△419
純資産合計	1,224,548
負債純資産合計	2,042,634

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第23期	
	平成29年 3 月 1 日から 平成30年 2 月28日まで	
売上高		5,254,271
売上原価		2,784,643
売上総利益		2,469,628
販売費及び一般管理費		2,083,689
営業利益		385,939
営業外収益		5,944
受取利息		35
受取配当金		6
受取手数料		2,021
保険差益		2,542
その他		1,339
営業外費用		5,559
支払利息		2,708
支払補償費		2,839
その他		11
経常利益		386,324
特別利益		7,502
固定資産売却益		47
保険解約返戻金		7,455
特別損失		20,758
固定資産除却損		758
役員特別功労金		20,000
税金等調整前当期純利益		373,069
法人税、住民税及び事業税		126,219
法人税等調整額		△3,890
当期純利益		250,740
親会社株主に帰属する当期純利益		250,740

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	253,940	173,940	525,950	—	953,830	953,830
当期変動額						
新株の発行	24,628	24,628	—	—	49,257	49,257
剰余金の配当	—		△28,860	—	△28,860	△28,860
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	250,740	—	250,740	250,740
自己株式の取得	—	—	—	△419	△419	△419
当期変動額合計	24,628	24,628	221,880	△419	270,718	270,718
当期末残高	278,568	198,568	747,830	△419	1,224,548	1,224,548

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第22期 平成29年2月28日 現在	第23期 平成30年2月28日 現在
資産の部		
流動資産	1,452,585	1,682,268
現金及び預金	1,026,435	1,012,053
売掛金	145,360	359,116
商品及び製品	8,220	12,575
原材料及び貯蔵品	98,269	134,073
前渡金	16,506	12,435
前払費用	142,524	141,846
繰延税金資産	6,384	7,525
その他	11,158	6,797
貸倒引当金	△2,275	△4,156
固定資産	314,100	381,346
有形固定資産	153,023	155,667
建物	15,649	16,358
車両運搬具	3,514	25,216
工具、器具及び備品	10,543	13,755
リース資産	123,315	98,847
建設仮勘定	—	1,490
無形固定資産	13,335	11,216
商標権	95	—
ソフトウェア	9,856	7,832
電話加入権	3,384	3,384
投資その他の資産	147,741	214,462
投資有価証券	1,316	1,316
関係会社株式	66,687	116,687
出資金	170	170
長期貸付金	5,144	5,144
破産更生債権等	38,973	5,769
長期前払費用	25,270	34,529
繰延税金資産	309	3,058
差入保証金	54,527	58,925
その他	1,166	1,333
貸倒引当金	△45,823	△12,472
資産合計	1,766,686	2,063,614

科 目	(ご参考) 第22期 平成29年2月28日 現在	第23期 平成30年2月28日 現在
負債の部		
流動負債	619,670	708,983
買掛金	72,931	105,843
一年内返済予定借入金	89,237	68,160
リース債務	50,523	60,868
未払金	258,232	331,243
未払費用	4,598	5,259
未払法人税等	61,078	78,281
未払消費税等	38,424	35,268
前受金	—	23
預り金	44,015	22,440
工事補償引当金	628	1,595
固定負債	193,185	108,629
長期借入金	114,943	65,537
リース債務	76,287	43,092
その他	1,955	—
負債合計	812,855	817,612
純資産の部		
株主資本	953,830	1,246,001
資本金	253,940	278,568
資本剰余金	173,940	198,568
資本準備金	173,940	198,568
利益剰余金	525,950	769,283
利益準備金	960	960
その他利益剰余金	524,990	768,323
繰越利益剰余金	524,990	768,323
自己株式	—	△419
純資産合計	953,830	1,246,001
負債純資産合計	1,766,686	2,063,614

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第22期 平成28年 3 月 1 日から 平成29年 2 月28日まで	第23期 平成29年 3 月 1 日から 平成30年 2 月28日まで
売上高	4,306,163	5,250,342
売上原価	2,275,190	2,784,994
売上総利益	2,030,972	2,465,347
販売費及び一般管理費	1,688,250	2,058,235
営業利益	342,722	407,112
営業外収益	2,390	6,104
受取利息	11	35
受取配当金	6	6
受取手数料	90	2,181
保険差益	1,400	2,542
リース解約益	283	—
その他	599	1,338
営業外費用	6,097	5,559
支払利息	3,800	2,708
支払補償費	1,867	2,839
その他	429	11
経常利益	339,015	407,657
特別利益	1,881	7,502
固定資産売却益	1,881	47
保険解約返戻金	—	7,455
特別損失	466	20,758
固定資産除却損	466	758
役員特別功労金	—	20,000
税引前当期純利益	340,431	394,402
法人税、住民税及び事業税	116,979	126,099
法人税等調整額	3,620	△3,890
当期純利益	219,831	272,193

株主資本等変動計算書（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	253,940	173,940	173,940	960	524,990	525,950	—	953,830	953,830
当期変動額									
新株の発行	24,628	24,628	24,628	—	—	—	—	49,257	49,257
剰余金の配当	—	—	—	—	△28,860	△28,860	—	△28,860	△28,860
当期純利益	—	—	—	—	272,193	272,193	—	272,193	272,193
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△419	△419	△419
当期変動額合計	24,628	24,628	24,628	—	243,333	243,333	△419	292,171	292,171
当期末残高	278,568	198,568	198,568	960	768,323	769,283	△419	1,246,001	1,246,001

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月19日

株式会社アクアライン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 家 元 清 文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 畑 秀 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクアラインの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクアライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月19日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 家 元 清 文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 畑 秀 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクアラインの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月24日

株式会社アクアライン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）大 江 隆 ㊟

社外監査役 石 井 睦 子 ㊟

社外監査役 小 野 博 ㊟

以 上

MEMO

[illegible]

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場 ご案内図

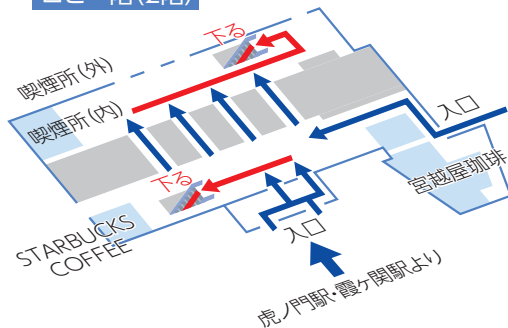
開催場所

霞が関ビルディング 1階「プラザホール」

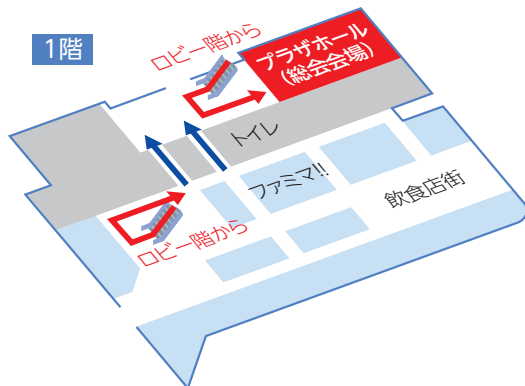
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

■ 霞が関ビルディング内ご案内図

ロビー階(2階)



1階



霞が関ビルディング



新霞が関ビルディング



交通

A 東京メトロ **○** 銀座線

「虎ノ門」駅下車 11番出口より徒歩約2分

B 東京メトロ **●** 千代田線 **○** 日比谷線

「霞ヶ関」駅下車 A13番出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK